

宮城県における子どもの居場所等への支援に係る連携・協力に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と東日本フード株式会社（以下「乙」という。）とは、宮城県における子どもの居場所等への支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携と協力を行うことにより、宮城県における子どもの居場所等への支援を行うことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 子ども食堂等の子どもの居場所づくりに係る広報、周知、啓発等に関すること。
- （2） 子ども食堂等実施のための食材提供及び各種情報提供に関すること。
- （3） その他、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がなければ、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知りえた相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。